

## 平成31年度

### 「鋼橋上部(工場製作)工事における簡易型総合評価落札方式の試行」における技術評価項目の改定について

「鋼橋上部(工場製作)工事における簡易型総合評価落札方式の試行」における技術評価項目を以下のとおり改定する。

#### 【改定概要】

○配置技術者等の資格評価について、入札要件に合わせて、技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」)、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士とした。

○「通年雇用」「仕事と家庭の両立」「女性の活躍支援」「障害者の就労支援」について、格付けを有しない企業においても、登録等がある場合は、評価することとした

○実施日:令和元年5月10日以後において行われる公告に係る契約から適用。

平成31年度 専門工事タイプ（工場製作）評価項目【札幌建設管理部】

技術評価項目		評価基準			専門工事タイプ （工業製作）	
			評価点	配点	小計	
企業の 施工能力	工事施行成績	北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	ランク			
			93点< 平均点	7.50	7.50	8.50
			91点< 平均点 ≤93点	7.00		
			89点< 平均点 ≤91点	6.50		
			87点< 平均点 ≤89点	6.00		
			85点< 平均点 ≤87点	5.50		
			83点< 平均点 ≤85点	5.00		
			81点< 平均点 ≤83点	4.50		
			79点< 平均点 ≤81点	4.00		
			77点< 平均点 ≤79点	3.50		
	平均点 ≤77点	3.00				
	北海道建設部工事等優秀者表彰	過去1～3年間に表彰あり（全道で年1回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰、道新技術・新製品開発賞、道チャレンジ企業表彰	0.50	0.50		
	なし	なし	0.00			
	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.50		
	上記以外	上記以外	0.00			
配置予 定技術 者	主任（監理）技術者の資格	技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士	1.00	1.00	2.00	
		一級土木施工管理技士	0.75			
		二級土木施工管理技士（有資格期間10年以上）	0.50			
		二級土木施工管理技士（有資格期間5年以上）	0.25			
		上記以外	0.00			
		主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）			0.50
なし	なし	0.00				
主任（監理）技術者の建設管理部優良現場代理人表彰	過去1～3年間に表彰あり	過去1～3年間に表彰あり	0.50	0.50		
	なし	なし	0.00			
担い手の 育成・確 保	技術職員の育成・確保	①又は②の大きい方	①若年技術職員の育成・確保	・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、かつ、新規技術者（35歳未満）が1%以上	0.50	0.50
			②技術職員総数の確保	・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者（35歳未満）が1%以上	0.25	
				・上記該当なし	0.00	
				・技術職員の総数が、同数以上（直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較）	0.50	
	新規の雇用	①新規の雇用あり（全道で年1回適用）（別表1）	なし	0.00	0.50	
			なし	0.00		
	労働環境改善	雇用環境への取組	雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用）（別表2）	0.25	0.50	
			なし	0.00		
			仕事と家庭の両立支援の取組	あったかファミリー応援企業制度の登録あり（別表2）		0.25
			次世代育成支援推進法の一般事業主行動計画策定届あり	0.15		
			なし	0.00		
	高齢者継続雇用	実績有り（1年間の継続雇用）（別表3）	なし	0.00	0.25	
			なし	0.00		
	女性の活躍支援	なでしこ企業登録有り（別表4）	女性活躍支援法の一般事業主行動計画策定届あり	0.15	0.25	
なし			0.00			
なし			0.00			
地域の 守り手 確保	地域社会 貢献	多様な雇用への貢献	いずれかに該当有り （①障がい者の就労支援、②協力雇用主制度、③新分野進出優良建設企業表彰）（別表5）	0.25	0.50	
		環境対策の認定制度等	登録又は認証あり	0.25		
			なし	0.00		
地域建設業経営環境評価 （全道集計による評価）		評価比率<0.25	3.00	3.00	3.00	
		0.25≤評価比率<0.50	2.40			
		0.50≤評価比率<0.75	1.80			
		0.75≤評価比率<1.00	1.20			
		1.00≤評価比率<1.25	0.60			
		1.25≤評価比率	0.00			
計（満点）					16.00	
減点項目	評価基準			配点		
過去6ヶ月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり			-1.00		
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり			-1.00		

別表 1 新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> </ul> <p>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）と継続雇用している企業を評価する。</li> <li>・採用時点において、満35歳未満のものとする。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（平成31年度の場合、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間）</p> <p>【評価基準】</p> <p>(ア)全道において年1回の落札まで、申請ができる。</p> <p>(イ)が「イ」Ⅲ-3-2-2（2）工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする（P25(2)ウ参照）</p>

別表 2 労働環境改善

技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>・道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。</li> <li>・平成31・32年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。</li> <li>・平成31・32年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、（総合）振興局商工労働観光課に季節労働者通年化申告書を提出し、返送された季節労働者通年雇用化申告書（北海道経済部動労政策局雇用労政課長の確認印有り）の写しの提出があった企業。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。</li> <li>（平成31年度の場合、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。）</li> </ul>
仕事と家庭の両立支援の取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>・平成31・32年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「仕事と家庭の両立支援」の審査において、「北海道あったかファミリー応援企業」として評価された企業。</li> <li>・平成31・32年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「仕事と家庭の両立支援」の審査において、次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」として評価された企業。</li> <li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「北海道あったかファミリー応援企業」として登録され、北海道あったかファミリー応援企業登録証の写しの提出があった企業。 （登録の有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。）</li> <li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定・変更届の写しの提出があった企業。 （計画期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。）</li> </ul>

別表 3 高年齢者継続雇用

技術評価項目	留意事項等
高年齢者継続雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。 （平成31年度の場合、平成30年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、平成31年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。平成30年4月1日が満65歳の誕生日の人を平成30年4月1日に雇用し、平成31年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。）</li> </ul> <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の①から③のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用期間の定めのない雇用契約労働者。</li> <li>②一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一の状態にあると認められる者。</li> <li>③日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者には、下記の1～3のいずれかの書類の提出を求める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。</li> <li>2. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。</li> <li>3. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。</li> </ol> </li> </ul>

別表 4 女性の活躍支援

技術評価項目	留意事項等
女性の活躍支援	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li><li>・平成31・32年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性の活躍支援」の審査において、「なでしこ応援企業認定企業」として評価された企業。</li><li>・平成31・32年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性の活躍支援」の審査において、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定届あり」として評価された企業。</li><li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「北海道なでしこ応援企業」として認定され、北海道なでしこ応援企業認定証の写しの提出があった企業。 （認定の有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。）</li><li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定・変更届の写しの提出があった企業。 （計画期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。）</li></ul>

別表 5 多様な雇用への取組

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。</li><li>・平成31・32年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業。</li><li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「障害者の就労支援企業」として認証を受け、障害者の就労支援企業認証書の写しの提出があった企業。 （認証有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。）</li><li>・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。</li><li>・過去5年間に於いて、新分野進出優良建設企業表彰を受けた企業。 （平成31年度の場合、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。）</li></ul>